

技第 727 号の 2
平成 31 年 3 月 29 日

岐阜県建設産業団体連合会会長 様

岐阜県県土整備部長

「岐阜県県土整備部発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」
の改定について(参考送付)

このことについて、別添のとおり改定し平成 31 年 4 月 1 日以降の積算に係る工事から適用することとしましたので参考送付します。

貴団体におかれましては、会員への情報提供をお願いします。

本要領は、以下に示す HP に掲載しています。

岐阜県公式ホームページ → 社会基盤 → 県土・都市整備
→ 技術管理 → 岐阜県建設工事共通仕様書等

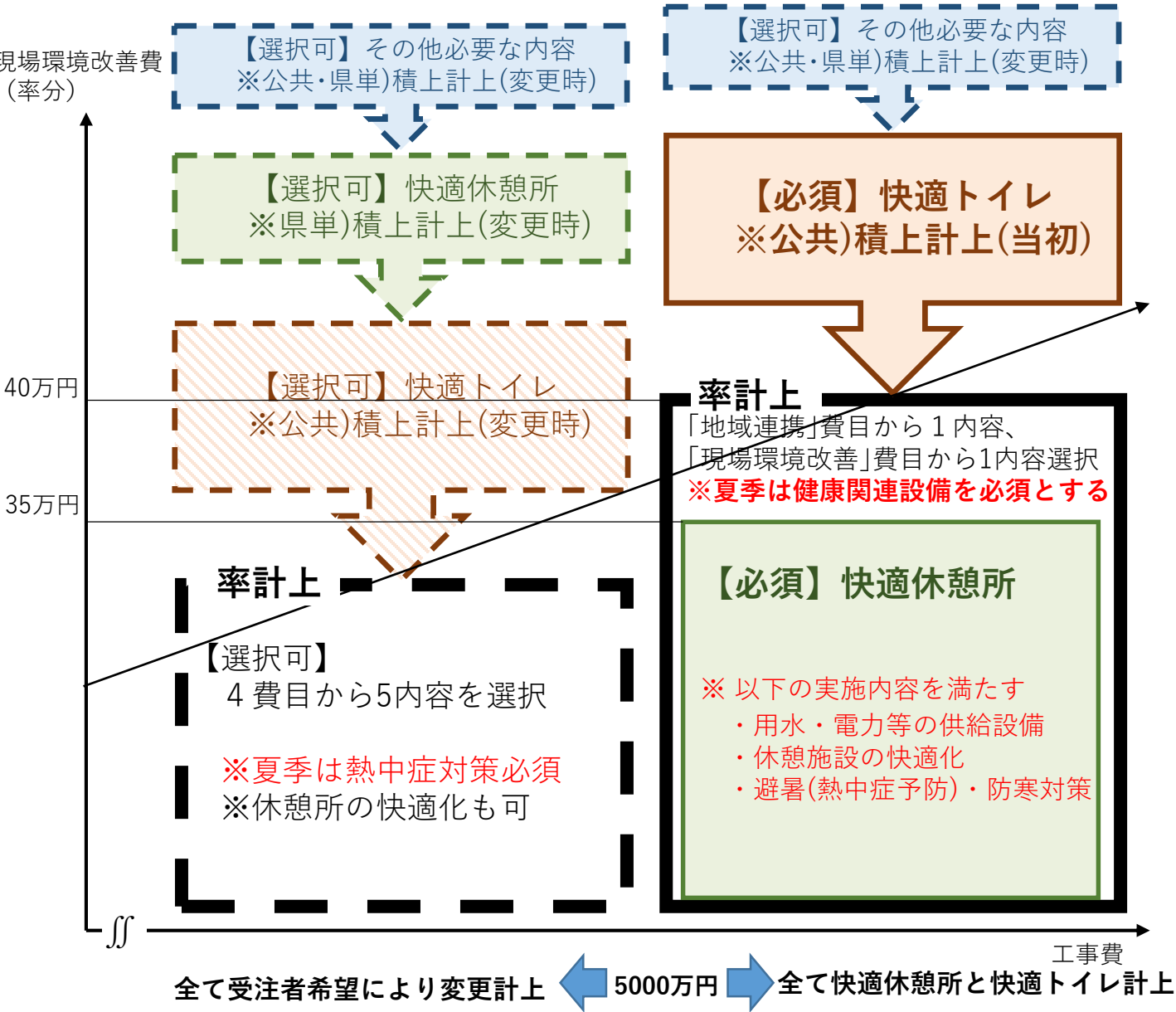
https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_8335.html

県土整備部技術検査課建設技術係			
係 長	小原	担 当	豊田
T E L	058-272-1111 (内線 2294)		
E-mail	c11656@pref.gifu.lg.jp		

建設現場環境改善モデル工事実施要領の改定概要

1. モデル工事の取り組み内容を以下のとおり改定する。
 - (1) モデル工事の実施項目
 - ① 快適トイレの設置
 - ② 快適休憩所の設置
 - ③ 標準的な現場環境改善の実施（率計上）
 - (2) 設計金額5,000万円以上の工事
 - ・モデル工事の実施項目①～③を原則実施
 - ※ ③は②の内容を除く、2内容を実施
 - (3) 設計金額5,000万円未満の工事
 - ・受発注者の協議により、モデル工事の適用を決定
 - ・モデル工事の実施項目①～③は受発注者の協議により決定（実施項目ごとの個別実施も可能）
2. モデル工事に係る経費の算出方法を以下のとおり改定する。
 - (1) 設計金額5,000万円以上の工事
 - ・快適トイレを積み上げ計上すると共に、快適休憩所は、標準的な現場環境改善（率計上）の中で実施
 - (2) 設計金額5,000万円未満の工事
 - ・受発注者の協議により、変更設計で対応
 - ・快適トイレ及び快適休憩所を実施する場合は、積み上げ計上
 - ・快適休憩所の経費は県単独費で計上
 - ・標準的な現場環境改善を実施する場合は、率計上

- 一定規模(5,000万円)以上の工事は、全てをモデル工事とする
- 小規模工事でも現場環境改善を図るため、受注者希望で柔軟に対応
- 夏季の熱中症対策を充実させる



☆ 5,000万円未満のポイント

- ・ 従来の快適トイレ、快適休憩所は希望すれば、セットでなくても個別に変更計上。
- ・ 率項目も希望すれば変更計上。
- ・ 夏季の熱中症対策は、率計上で実施可能。

☆ 5,000万円以上のポイント

- ・ 快適休憩所が率計上となるが、率項目の3内容は実施済み扱い。(後は、清掃活動やクーラーボックスの2内容でOK)
- ※ 従来のモデル工事とほぼ同様